30年以上	31年未満	338,300
31年以上	32年未満	341,100
32年以上	33年未満	343,900
33年以上	34年未満	345,900
34年以上	35年未満	347,500
35年以上	36年未満	349,100
36年以上	37年未満	350,800
37年以上		352,400

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十一号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日　　文部科学大臣　髙木　義明

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「並びに国際調整官」を削り、同条第一項中「並びに国際調整官一人」を削り、同条第十項を削る。

第二十二条第一項中「教科書調査官五十五人」を「教科書調査官五十四人」に改める。

第二十五条第一項中「学校教育官四人」を「学校教育官三人」に改める。

第四十七条の見出しを「（推進調整室、調整・評価室及び資源室並びに専門調査官）」に改め、同条第一項中「政策課に、」の下に「推進調整室、調整・評価室及び」を加え、「並びに企画官及び国際研究拠点形成支援専門官それぞれ一人」を削り、同条中第七項を第九項とし、第五項及び第六項を削り、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3　推進調整室は、科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務（研究振興局及び研究開発局並びに基盤政策課及び国際交流官の所掌に属するものを除く。）のうち科学技術に関する基本的な政策の推進に必要な関係行政機関相互の連携の推進に関するものをつかさどる。

4　推進調整室に、室長を置く。

5　調整・評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局並びに基盤政策課及び国際交流官の所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術に関する研究開発の評価一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関すること。

6　調整・評価室に、室長を置く。

第四十八条を削る。

第四十九条の見出し中「地域科学技術振興室並びに」を削り、同条第一項中「地域科学技術振興室並びに」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同条第五項中「第五十七条」を「第五十六条」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（大学技術移転推進室及び地域支援企画官）

第四十九条　産業連携・地域支援課に、大学技術移転推進室及び地域支援企画官一人を置く。

2　大学技術移転推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学、高等専門学校若しくは大学共同利用機関が民間事業者等と共同して、又はその委託を受けて行う研究その他の科学技術に関する研究開発又は学術研究に関し、これらの者の間の連携及び協力の推進に関する企画及び立案並びに連絡調整に関すること。

二　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関すること。

3　大学技術移転推進室に、室長及び大学技術移転推進専門官一人を置く。

4　大学技術移転推進専門官は、大学、高等専門学校若しくは大学共同利用機関が民間事業者等と共同して、又はその委託を受けて行う研究その他の科学技術に関する研究開発又は学術研究に関し、これらの者の間の連携及び協力の推進に関する専門的事項の調査、指導及び助言に当たる。

5　地域支援企画官は、命を受けて、地域の振興に資する見地からする科学技術の振興に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

第五十条の見出し中「保安管理企画官」の下に「、原子力安全国際企画官」を加え、同条第一項中「保安管理企画官」の下に「、原子力安全国際企画官」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　原子力安全国際企画官は、命を受けて、文部科学省組織令第五十八条第一号から第四号までに掲げる事務のうち国際関係に係るものに関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第五十四条の見出し中「及び奨励室」を「、奨励室及び競争的資金調整室」に改め、同条第一項中「及び奨励室」を「、奨励室及び競争的資金調整室」に改め、同条に次の三項を加える。

7　競争的資金調整室は、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関する事務をつかさどる。

8　競争的資金調整室に、室長及び競争的資金調査官二人を置く。

9　競争的資金調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものに関する研究機関における管理体制の整備に関する調査、指導及び助言に当たる。

第五十五条の見出し中「技術移転推進室及び新技術革新室並びに」を「基礎研究推進室並びに企画官、融合領域研究推進官及び」に改め、同条第一項中「研究環境・産業連携課」を「基礎研究振興課」に、「技術移転推進室及び新技術革新室並びに」を「基礎研究推進室並びに企画官、融合領域研究推進官及び」に改め、「研究交流管理官」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2　基礎研究推進室は、科学技術に関する基礎研究の推進に関する事務をつかさどる。

3　基礎研究推進室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、基礎研究振興課の所掌事務のうち特定事項についての企画及び立案に参画する。

5　融合領域研究推進官は、科学技術に関する先端的な融合領域研究（二以上の分野におけるそれぞれの専門的知識を融合して研究する必要がある研究領域に関する研究をいう。）に関する重要事項についての企画及び立案に当たる。

第五十五条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第五十九条の見出し中「並びに基礎研究推進企画官及び融合領域研究推進官」を削り、同条第一項中「基礎基盤研究課」を「基盤研究課」に改め、「並びに基礎研究推進企画官及び融合領域研究推進官それぞれ一人」を削り、同条第九項及び第十項を削る。

第七十条第二項中「スポーツ」の下に「の振興並びに体力の保持及び増進」を加える。

第七十一条の見出し中「並びに企画官、教科調査官、武道推進調査官、運動部活動推進専門官及びスポーツ振興投票専門官」を削り、同条第一項を次のように改める。

スポーツ・青少年企画課に、スポーツ政策企画官一人を置く。